

# 公 告

平成31年産畑作物共済（蚕繭）に係る共済掛金率等について、本組合事業規程第121条第2項の規定に基づき、別紙のとおり公告します。

平成30年12月28日

栃木県農業共済組合  
組合長理事 加藤 憲一

(別紙)

1. 共済掛金率

別表のとおり

2. 事務費賦課金

引受箱数 1箱当たり 302円

3. 単位当たり共済金額

区 分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
別記の第一区分に掲げる者	2,370円 2,130円 1,900円 1,660円 1,420円
別記の第二区分に掲げる者	2,720円 2,370円 2,130円 1,900円 1,660円
別記の第三区分に掲げる者	3,080円 2,720円 2,370円 2,130円 1,900円

別記

- 第一区分 その掃立てに係る収繭量（基準収繭量を算定する基礎とされた収繭量とする。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者